

# 平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 9 月 4 日第 8 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤文一	局長補佐	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
代表監査委員	佐藤正行	総務部長	佐藤好文
市民部長	齋藤隆一	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	伊藤賢二	建設部長	佐々木秀明
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	中津博行	総務部総務課長	森鉄也
財政課長	佐藤家一	税務課長	齋藤利秀
会計管理者	大場久	市民課長	木内利雄
生活環境課長	長谷山良	建設課長	齋藤正司
下水道課長	渡辺講	教育委員会総務課長	阿部均
ガス水道局管理課長	長谷川勲		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成20年9月4日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第3号 継続費精算報告書の報告について
- 第5 議案第84号 教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 議案第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第8 議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9 議案第88号 にかほ市で顕彰を授与することについて
- 第10 議案第89号 にかほ市で顕彰を授与することについて
- 第11 議案第90号 にかほ市で顕彰を授与することについて
- 第12 議案第91号 にかほ市で顕彰を授与することについて
- 第13 議案第92号 にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第93号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 第15 議案第94号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例制定について

- 第16 議案第 95号 にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第 96号 市道路線の認定について
- 第18 議案第 97号 平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第 98号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第 99号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第100号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第101号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第102号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第103号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第104号 平成19年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第105号 平成19年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第106号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）
- 第28 議案第107号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
- 第29 議案第108号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）
- 第30 議案第109号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第110号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第111号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第112号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第113号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第114号 平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第36 議提第 9号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時02分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成20年第8回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおり

りです。また、本日は、代表監査委員の佐藤監査委員の出席をいただいておりますので、御報告します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、21 番本藤敏夫議員、22 番佐々木正己議員を指名します。

議員の皆さんに申し上げますけれども、暑いようでしたら上着をとってください。

それでは、日程第 2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7 番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。それでは、会期日程（案）について御報告いたします。

8 月 28 日の木曜日に午前 10 時から議会運営委員会を開催いたしました。会期につきましては、本日 9 月 4 日から 9 月 24 日までの 21 日間としております。本日は本会議になります。5 日を休会日といたしまして、8 日、9 日及び 10 日の 3 日間を一般質問にしたいと思っております。受付順に、1 日目が 5 人、2 日目が 4 人、3 日目が 2 人としてほしいと思っております。11 日が休会、12 日が議案質疑、委員会となっております。13 日から 15 日まで休会、16 日から 19 日までと 22 日が委員会としております。24 日が本会議で、委員長報告及び採決にしたいと思っております。

質疑の関係ですが、質疑は原則的に通告制をとっておりますので、遵守していただくよう当議会運営委員会で確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

10 月 1 日実施する、にかほ市誕生三周年記念式典のため、議案第 88 号から 91 号までの、にかほ市で顕彰を授与することについての議案を初日に採決して下さるよう当局から要請がありましたので、準備等の関係もありますので、本日採決することについて当委員会では確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 報告が終わりましたので、これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 1 点だけ質問いたします。ただいま報告がありました議案の 88 号以下、顕彰条例の取り扱いですが、内容は理解しましたが、顕彰条例の中には、顕彰は非常に重いものだと。そういうことから由緒のある 11 月 3 日に行く。ただし、それにはただし書きがございますが、今回は当然ただし書きを適用して、顕彰した者を、何ていいますか、お祝いするといいますが、そういうことだと思いますけれども、その点についての御検討をなされたかどうか、もし委員会で検討がなされたようであれば、ひとつ発表願ひたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） この顕彰の案について、議会運営委員会でもどういう基準があるのかとか、町長経験者であればだれでもこの顕彰の対象になるのかとか、いろいろ質問がなされました。その中で、町長の在任が 3 期以上という当局の説明がありました。以上です。

【4 番（池田好隆君）「すみません、それは当局の答弁で、11 月 3 日とその特例、それについての検討、もし委員会でなされたとすれば」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） それについては特別説明を受けておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 今の話であれば、例えば顕彰条例ありますね。顕彰条例を議会運営委員会の中できちんと見て、10月1日の合併三周年記念の式典に合わせるために早めていただきたいと、そういう当局からの要請があったわけですね。それに対して、例えば、これには第5条では毎年11月3日に行うというふうについているわけですよ。これ原則なわけですよ。これやっぱり11月3日というのは意味あると思うんですよ。したがって、今回の顕彰の内容からいくと3期以上と、町長の場合は3期以上という話でしたけれども、にかほ市というの、いわゆる10月1日というのは合併記念ですね。それと11月3日とはまるっきり関係ないわけでしょう。その点については全然話しなかったんですか。11月3日というのは頭にあったんですか、議運委員会としては。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） その期日については特段議論されておりません。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 議論じゃなくて、この顕彰条例というのは皆さんやっぱりきちんと見て、そして、この当局からの要請にこたえるべきだと、そういう議運としての決定としたわけでしょう。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） 顕彰条例そのものを議運としては検討はしておりません。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 10 分 休 憩

午前 10 時 11 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） 期日について早めることについて、議運では何らそういう問題はありませんでした。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 先ほどの委員長の中で、質疑については通告制をとっておるので、遵守してくださいと、こういうお話でございましたが、当面、私がいつもそういうことをやるわけでございます。遵守というのはどこまでを指すのか、これをちょっと。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） これはあくまでも原則ですので、緊急の場合は別でございます。基本的にあくまでも通告制をとっていますので、この通告制を遵守してほしいと、これを委員長報告の中で改めて言ってほしいという議運の中で話が出ましたので、ただいま報告させていただ

きました。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） ただいまの説明、わかりました。原則でありますので遵守してくださいと、こういうことでございまして、議運から、よく委員長の口からそれを申し伝えてくださいという趣旨だとすれば、私は、申し合わせ事項ということと会議の原則というものの運び方をどういふふうにお考えになっているのか、お伺いしたいんですけれども、これは私、この議会に来て、各種の議員の申し合わせ事項がございましてけれども、差し当たって、この質疑に対する通告制というのは、いわゆるスムーズな議会運営をやると、さらには当局の正確な答弁を引き出すと、こういうような観点から進められているものだと理解をしております。しかし、今、委員長が言うように緊急性だとかということになりますと、果たしてどこまでが緊急性で、どこまでが緊急性がないのか、要は議会というのは、どれだけその事案に対して市民の目線で詳しく議論されて、物事がなされるかというのが議会のあり方だと思うわけです。

ですから、遵守することは結構でございますけれども、遵守イコール発言を控えろと、通告しない者の発言は受け付けないということになりますという、議長の議事進行上の問題も必ずありますので、私は常に勝手に質問しているわけではございません。議長が通告が全部終わった時点で「ありませんか」と言われているので、私はあえて質問しているでございます。そこで、今回は、通告ない者は1回の発言と、どこで決まっているのかわかりませんが、これはよく見ますと、発言を許した場合は自動的に3回の発言は許されるというのが会議の進め方の原則でございます。そういうような観点から、これは私1人に対して言っていることではないと思いますけれども、議会運営委員会としてそういうことを言うのであれば、もっともっと議会のあり方、質疑のあり方、こういうものも十分検討した上で、もう少し報告していただきたいと。もちろん顕彰条例の日にこのこともよくわからないで決めたということだから、それから見れば無理かなと思いますけれども、その辺のところ運営委員長からもう一度明確にお願いします。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） これはあくまでも議長の議事進行上の問題ですので、我々はあくまでも原則的にこれを遵守してほしいと、こういうことですので、御理解をお願いします。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月24日までの21日間に決定しました。

次に、日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 改めて、おはようございます。きょうから、定例会、よろしくお願いいた

します。

それでは、市政報告をいたします。

初めに、集中豪雨による被害についてであります。8月21日未明から降り続いた雨は、午前7時からさらに強まり、7時から11時までの雨量が45ミリに達し、10時10分には大雨警報が発表されました。また、10時52分には土砂災害警戒情報も発表され、市内において災害が発生するおそれが高まり、11時16分にはにかほ市災害警戒部を設置し、警戒に当たりました。この雨による被害ですが、道路の冠水による一時的な通行どめが、鈴地区、金浦竹嶋渦バイパス下、赤石ガード下、象潟前川線の4カ所でありましたが、その後、雨もおさまり、順次通行どめを解除しております。また、にかほ市災害警戒部については、大雨警報及び土砂災害警戒情報も解除されたことから、午後3時30分に解散しております。

被害発生状況ですが、太郎ヶ台林道で法面の崩落が2カ所、中ノ沢地区の農地災害1カ所を確認しており、被害額は概算で800万円となっております。

都市対抗野球大会についてであります。3年連続11回目の出場を果たした、にかほ市代表のTDKチームは、8月30日に東京都第一代表の鷲宮製作所と一回戦を行い、大観衆が見守る中で、終始互角の緊迫した試合が展開されましたが、延長12回にわたる激戦の末、4対5の僅差で惜敗し、残念ながら2回戦への進出はかないませんでした。しかし、TDKチームの底力が十分発揮され、今後につながる試合内容であり、12インングのさまざまな場面で、市民に大きな感動を与えていただいたと思っております。改めて、選手の皆さんとTDK株式会社に心から感謝を申し上げます。

また、さきの臨時議会で予算の可決をいただきました市民応援団については、昨年を上回る313人の市民参加があり、精いっぱいの声援を送ったところであります。

それでは、最近の市政について報告いたします。

初めに、にかほ市誕生三周年・象潟中学校竣工記念式典を10月1日に開催する予定であります。この式典において、これまで各分野で市の発展に御尽力された功労者に対し、顕彰並びに表彰を行い、あわせて象潟中学校の竣工をお祝いすることとしております。本定例会に顕彰の授与に関する議案4件と関連する補正予算を計上しておりますので、よろしくお願ひします。

普通交付税についてであります。20年度の普通交付税は、43億1,419万2,000円と算定され、前年度決定額に対し、約1.2%、5,058万9,000円の減となっております。当初予算では、今年度から、財政状況の厳しい地域に重点配分するための特別枠として地方再生対策費が創設され、地方財政計画で、対前年度比1.3%増とされておりましたが、本市では、今年度の基準財政需要額において、交付税措置対象の地方債償還の終了などで減少が見込まれたことから、対前年度比約3.8%減の42億円を計上したところであります。交付額が決定したことに伴い、その差額1億1,419万2,000円の増額補正をお願いしております。

市税の状況について申し上げます。7月末における調定額は、個人市民税で、対前年度比4.3%増の約11億5,400万円となっております。なお、19年の所得変動による住民税の還付については、8月末日現在で893人の方から申請があり、約2,335万円を還付しております。法人市民税については、対前年度比11.2%増の約2億8,700万円となっており、また、年間調定額については、前年度

とほぼ同額と見込んでおります。固定資産税については、企業の設備投資などにより、対前年度比3%増の約16億7,000万円となっており、今定例会に4,800万円を増額する補正予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

来年度の市職員の採用予定についてであります。来年度の市職員の採用予定者数は、一般行政事務を若干名、消防職員を5名程度としております。一般行政事務については、8月27日までの期限で募集したところ、23名の応募がありました。消防職員については、9月24日までの受付としております。第一次試験はそれぞれ県町村会に委託し、実施します。

日沿道の整備促進についてであります。象潟仁賀保道路及び仁賀保本荘道路の整備区間については順次計画的に整備が促進されているところでありますが、来年度から道路特定財源が一般財源化することが閣議決定されております。また、一般財源化と並行に、国土交通省では、新たな道路整備計画として中期五カ年計画の策定作業を進めており、この計画に酒田みなと象潟間の整備を位置づけするために、7月下旬には山形県遊佐町と、8月上旬にはTDK及び地元企業の代表者ととも、国土交通省に要望活動を行ってまいりました。さらに、8月下旬には、日沿道整備促進秋田県南部期成同盟会として、財務省、国土交通省、関係国会議員に要望活動を実施しておりますが、引き続き整備促進を図るために要望活動を展開してまいります。議員各位におかれましても、日沿道整備促進について、さまざまな場面での要望活動をお願いいたします。

ふるさと納税についてであります。さきの6月定例会で、ふるさと納税制度の受け皿として、にかほ市みらい創造基金条例を制定しましたが、8月末日現在での寄附金申し込み件数は36件、総額130万2,000円であります。これまで納入いただいた寄附金は17件の総額90万6,000円となっております。制度の周知として、ふるさと会会員約2,900名にリーフレットを郵送していますので、さらに寄附金が集まるものと期待しております。寄附金の活用については、寄附金の状況を見ながら、次年度以降に具体的な使途、事業計画を検討していきたいと考えております。

国際交流事業についてであります。7月31日から8月5日までの日程で、姉妹都市、米国オクラホマ州ショウニー市から中学生14名、引率3名、計17名の交流訪問団が本市を訪れております。ショウニー市との中学生交流事業は、受け入れと派遣を毎年実施しておりますが、今回が18回目となります。

また、相互に隔年で行っております、姉妹都市、米国ワシントン州アナコーテス市との交流は、時期を同じくして、7月31日から8月7日までの日程で、中学生12名、引率5名、計17名の交流訪問団が本市を訪れております。滞在期間中には、仁賀保・象潟両中学校を訪問し、中学生が手と手を取り合い、交流を深めたほか、市内公共施設の見学や海水浴などを楽しみました。また、友好的で積極的な団員たちは、ホストファミリーや市民の皆さんとの交流を通して、日本の文化に触れ、友好と信頼のきずなを深めながら、楽しい思い出をつくり、無事帰国しております。

また、本年度は、姉妹都市、ショウニー市とニュージーランド、クライストチャーチ市への中学生訪問を計画しております。市内中学2年生を対象に、6月25日から7月3日にかけて説明会を開催し、ショウニー市訪問団員の募集を行いました。ショウニー市訪問団は中学生14名の計画で、応募者に対して作文と面接による選考会を実施し、8月12日に決定しております。訪問は9月25日

から10月2日までの日程で派遣する予定となっており、現在、訪問に向けての説明会・研修会を実施しております。クライストチャーチ市訪問団については、来年2月下旬から3月にかけての日程で中学生10名の派遣を計画しており、現在、派遣団員の募集の準備を進めております。

国民健康保険事業についてであります。平成19年度国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算は、歳入歳出差引額は3億8,570万5,116円で、地域ごとの1人当たりの繰越額は、仁賀保が3万5,492円、金浦が3万4,965円、象潟が3万9,305円となっております。19年度に金浦と象潟の国保税を一時的に引き下げて調整を図りましたが、仁賀保と金浦の保険給付費が伸び、象潟の保険給付費が前年度を下回ったため、結果として、1人当たりの繰越額に4,000円程度の差が生じております。また、今年度から、新たに保険者に義務づけされた特定健康診査については、7月末で集団健診、並びに個別健診を終了しております。特定保健指導については、検診結果等による対象者の選定と保健指導の階層化等を行い、動機づけ支援と積極的支援を今後それぞれ行うことにしております。特定健康診査、並びに特定保健指導については、今年度の実績を踏まえながら、24年度の目標達成のために、来年度以降、計画の再検討と見直しを行いたいと考えております。

稲作の生育状況でございますが、6月中旬まで平均気温は低く推移し、その後の生育が心配されておりましたが、6月20日過ぎから好天に恵まれたことから、生育は平年並みとなり、出穂期は地域、圃場により差はありますが、「ひとめぼれ」で平均して8月5日ころとなりました。8月に入り、日中の最高気温が30度を超える日があった一方で、夜の温度が下がる好条件が続き、稲の登熟は順調に進んだものの、8月後半からの低温で、今後の登熟の進みぐあいやや心配されております。刈り取り適期については、積算気温から見て、早いところで9月15日ころと見られております。

また、生産調整目標ですが、本市においては、米の生産面積の上限が昨年よりさらに18ヘクタール少ない2,248ヘクタールとされましたが、農家の御理解と米以外の作物作付によって、上限を2ヘクタール下回る見込みとなり、本年度も達成が確実となっております。

水田の防除についてであります。にかほ市病害虫防除協議会では、昨年まで、いもち病とカメムシ防除を目的に仁賀保・象潟地域で実施していた有人ヘリコプターによる防除を、本年より、農薬の飛散が少ない無線操縦による小型無人ヘリコプターでの農薬散布に移行し、従来より実施している金浦地域とあわせて、にかほ市全域約1,900ヘクタールの水田において防除を実施しております。なお、カメムシ類の発生は、現在、昨年並みとなっております。

今年新たに創設された、水産、環境、海事など海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を上げた個人・団体を表彰する第一回海洋立国推進功労者表彰が7月18日の海の日に東京の海運クラブで行われ、秋田県漁業協同組合南部総括象潟支所所属の研究グループ、象潟水産学級が、内閣総理大臣より表彰されております。象潟水産学級は、激減したハタハタ資源を回復させるために、独自の工夫による、古い魚網を使った人工産卵場を造成し、高い産卵効果を上げるとともに、沿岸域の清掃やブナの植樹など、豊かな海をつくるための活動が認められ、表彰されたものであります。

また、地域活動などで輝いている女性団体や個人を表彰する女性のチャレンジ賞（男女共同参画担当大臣賞）に、本市の「グリーンレディースにかほ」が選ばれ、6月26日、首相官邸で男女共同参画担当相から賞状を授与されました。チャレンジ賞は、男女共同参画社会に向けた機運を高める

ことを目的に16年度にスタートし、「グリーンレディースにかほ」は、地域での男女共同参画の推進役になっていると評価されての受賞で、全国から1団体3個人の受賞であります。今後も、男女共同参画社会実現のため、地域と一体となった活動を続けていきたいと思っております。

第131回秋田県種苗交換会についてであります。農協中央会主催行事のほか、会期中に開催される各種行事日程の決定とあわせて、協賛会場の旧象潟中学校内で開催される各種展示や象潟グラウンドで開催される物産展の小間出店計画などについて、現在、出店者等関係者と調整を図りながら、施設整備とあわせ、準備を進めているところであります。また、参観者の受け入れについては、駐車場及び会場への誘導・案内や、会場間及び会場と駐車場を結ぶ送迎バスの運行等、現在、詳細な検討に入っており、会場整備や運営の準備は順調に推移しております。今後は、会期中の行事日程や具体的な開催内容について、広報やホームページ、全戸配布されるチラシ等で随時お知らせするとともに、運営に当たっては、市民ボランティアの協力を得るなど、市民参加のもと、多くの参観者に喜ばれる交換会となるよう、さらに詳細な調整を図りながら準備を進めてまいります。

夏季観光の入り込み状況についてであります。7月に行われた「トライアスロン芭蕉レース」や「海の幸まつり」などのイベントは、好天に恵まれ、予定どおり開催されております。トライアスロンは、他の大会と重なり参加者が減少していますが、自然が豊富で、特色のあるコースへの根強いファンが多く、今年も全国各地から多数の参加をいただき、大きな盛り上がりを見せました。「海の幸まつり」は、青空の下、例年並みの観光客が訪れ、岩ガキなど出品した魚介類はすべて完売いたしました。今回は、仙台及び秋田市からのモニターツアー参加者によるカキむき体験も実施され、多くの観光客から楽しんでいただきました。

「夏まつり三夜ものがたり」は、期間中は天候不順のため開催が心配されましたが、初日の「にかほ夏まつり」、2日目の「湾頭まつり」、最終日の「日本海花火フェスティバル」が予定どおり開催されました。最終日には時折雨がぱらついたこともあり、前年対比8%減の7万5,500人の人出となりましたが、水中花火やスターメインなどの打ち上げの際は観客から大きな歓声上がるなど、盛会裏に終えることができました。他の観光スポットについても、ほぼ例年並みの観光客の入り込みとなっております。

絵画コンテストについてであります。鳥海山や九十九島など市内の四季折々の美しい自然を描いた絵画作品を全国の美術愛好者から募集したところ、大分県や神奈川県など県内外及び地元の絵画愛好者48人から71点の応募がありました。応募のあった作品は、画家で、にかほ市ふるさと宣伝大使の五島まさを先生などから審査をしていただき、金賞などの各賞が決定しております。市民や愛好者の交流の場となるよう、絵画応募の全作品を道の駅「象潟ねむの丘」に展示しております。

鳥海山山頂トイレ整備についてであります。遊佐町が事業主体となり、鳥海山を取り巻く、にかほ市を含めた構成団体が観光振興のため負担協力してありました鳥海山山頂公衆トイレ整備工事が7月31日に完成し、供用を開始しております。このトイレは、木造平屋建て、延べ床面積が約40平方メートルで、バイオトイレ5基などが設置されております。今後も、秋田県、山形県が連携して観光振興を図ることで、環鳥海地域観光がクローズアップされ、観光客の増大に結びつくことを期待しているところであります。

由利地域観光振興の連携についてであります。県は、平成 20 年度を初年度とする、3 カ年の観光振興アクションプランに基づく取り組みとして、8 月 1 日に由利地域振興局地域企画課内に鳥海まるっと観光振興班を新設しました。県では、地域一体となった取り組みを行う必要から、本市と由利本荘市に対し、職員の派遣要請があり、職員を 1 名派遣したところであります。今後、本荘由利管内の特徴ある観光資源を効果的に結びつけ、山形県庄内地域との連携を強化しながら、観光客のニーズに対応したメニューの開発と、情報発信への取り組みが強化され、観光振興が強力に推進されるものと期待をしているところであります。

「奥の細道にかほ市象潟サミット」についてであります。去る 8 月 1 日と 2 日の 2 日間、「第 21 回奥の細道にかほ市象潟サミット」が行われました。総会には、12 都県の 25 団体から 63 人が出席して、情報交換を行うとともに、芭蕉研究の第一人者である上野洋三先生による講演会には、一般市民を含め約 170 名の聴講があり、盛会に終えることができました。

また、8 月 9 日には、第 25 回奥の細道象潟全国俳句大会が行われ、小学生の部に 48 校から 2,162 句、中学生の部に 21 校から 1,591 句、一般の部には 319 人から 638 句、合計 4,319 句の投句があり、それぞれの部において特選 3 句、秀逸 15 句、佳作 30 句を表彰しました。今後も、奥の細道ゆかりの地として、郷土の歴史文化を活用しながら、地域の活性化と生涯学習の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで行政報告は終わりました。

所用のため、55 分まで休憩します。

午前 10 時 41 分 休 憩

午前 10 時 54 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 4、報告第 3 号継続費精算報告の報告についてから、日程第 35、議案第 114 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 32 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第 3 号継続費精算報告の報告についてでございます。平成 18 年度にかほ市一般会計予算で、18 年度及び 19 年度 2 カ年事業の継続費の議決をいただきました象潟中学校建替事業について、継続費精算報告書のとおり事業が確定しましたので、報告をするものでございます。

議案第 84 号教育委員会委員の任命についてでございます。任期満了に伴うにかほ市教育委員会委員の候補者に引き続き武田國彦氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。なお、

履歴を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

議案第 85 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。任期満了に伴うにかほ市固定資産評価審査委員会委員の候補者に引き続き伊藤元氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、履歴を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

議案第 86 号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。任期満了に伴うにかほ市固定資産評価審査委員会委員の候補者に引き続き大須賀等氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、履歴を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

議案第 87 号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。任期満了に伴うにかほ市固定資産評価審査委員会委員の候補者に引き続き佐々木亮子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、履歴を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

議案第 88 号にかほ市で顕彰を授与することについてでございます。長年にわたり仁賀保町長として自治の発展に多大な功績を残された巴徳雄氏に対し、その功績を長くたたえるため、にかほ市顕彰条例に基づき顕彰いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 89 号、同じくにかほ市で顕彰を授与することについてでございます。長年にわたり象潟町長として自治の発展に多大な功績を残された金巖氏に対し、その功績を長くたたえるため、にかほ市顕彰条例に基づき顕彰いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 90 号、同じくにかほ市で顕彰を授与することについてでございます。長年にわたり金浦町長として自治の発展に多大な功績を残された佐々木松美氏に対し、その功績を長くたたえるため、にかほ市顕彰条例に基づき顕彰いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 91 号、同じくにかほ市で顕彰を授与することについてでございます。長年にわたり秋田県南部漁業協同組合長、並びに秋田県漁業協同組合長として、にかほ市、並びに秋田県の漁業発展に多大な功績を残された佐藤孫一氏に対し、その功績を長くたたえるため、にかほ市顕彰条例に基づき顕彰いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてでございます。公益法人制度改革三法の一つであり、整備法の施行に伴い、地方自治法の一部が改正されたことにより、条例の引用部分を改める必要があり、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 93 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第 94 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法の改正に伴い、引用条項を改める必要があること、また、「心身障害児就学指導委員会」の名称を「適正就学指導委員会」に改めたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第 95 号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 96 号市道路線の認定についてでございます。にかほ市院内の株式会社佐藤建設工業代表取締役佐藤良三氏から寄附を受けた公衆用道路について、都市計画法第 40 条第 2 項の規定により市道として認定をしようとするものであります。

議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 152 億 5,902 万 7,000 円、歳出総額 149 億 4,848 万 1,000 円、翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越額 502 万 3,000 円を差し引き、実質収支額は 3 億 552 万 3,000 円の黒字であります。

議案第 98 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 33 億 1,428 万 4,000 円、歳出総額 29 億 2,857 万 9,000 円、実質収支額は 3 億 8,570 万 5,000 円の黒字であります。

議案第 99 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 1 億 8,558 万 7,000 円、歳出総額 1 億 6,939 万 3,000 円、実質収支額は 1,619 万 4,000 円の黒字であります。

議案第 100 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 31 億 224 万 3,000 円、歳出総額 31 億 3,272 万 6,000 円、実質収支額は 3,048 万 3,000 円の赤字であります。

議案第 101 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 8,847 万 1,000 円、歳出総額 8,546 万 5,000 円、実質収支額は 300 万 6,000 円の黒字であります。

議案第 102 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 19 億 8,794 万 8,000 円、歳出総額 19 億 6,070 万円、実質収支額は 2,724 万 8,000 円の黒字であります。

議案第 103 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額 5 億 840 万 3,000 円、歳出総額 4 億 9,717 万 9,000 円、実質収支額は 1,122 万 4,000 円の黒字であります。

議案第 104 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。収益的収入及び支出について、ガス事業収益が 3 億 8,356 万 281 円、ガス事業費用が 5 億 8,531 万 6,799 円。資本的収入及び支出について、資本的収入が 973 万 7,450 円、資本的支出が 1 億 654 万 8,613 円であります。

議案第 105 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。収益的収入及び支出について、水道事業収益が 4 億 6,356 万 2,526 円、水道事業費用が 4 億 3,942 万 5,023 円。資本的収入及び支出について、資本的収入が 2 億 5,117 万 570 円、資本的支出が 5 億 1,486 万 9,976 円であります。

議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 5 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 5,795 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 5,472 万 3,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、市税の増収分として 4,803 万 8,000 円の増額、額の確定に伴い、地方

交付税 1 億 1,419 万 2,000 円の増額、繰入金では、財政調整基金から繰入金を 2 億 5,843 万 8,000 円を減額するものであります。また、前年度の繰越額が確定したことに伴い、繰越金を 2 億 2,052 万 1,000 円増額するとともに、市債については、地方債充当事業の実施内容等の変更に伴い、6,516 万 1,000 円減額するものであります。

歳出の主なものとしては、4 月の人事異動等に伴う職員給与等の調整を行うほか、年金特別徴収システム改修委託料として 2,412 万円を追加し、土木費では、道路橋梁維持費の市道維持補修工事が唐戸大橋補修工事の計画変更により、2,200 万円の減額、道路橋梁新設改良事業の内容変更により工事請負費 2,700 万円の追加、公有財産購入費 2,650 万円を減額するものであります。また、補正対応としていた除雪費について、9,669 万円を追加計上し、予備費に 800 万円を追加計上するものであります。

なお、歳入歳出の調整については、財政調整基金からの繰入額を減額して行うものでございます。議案第 107 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第 1 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,304 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 475 万円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、退職医療制度の変更に伴う国民健康保険税の組み替え、また、国の再算定に伴い、前期高齢者交付金 1 億 4,977 万円を減額、前年度繰越額の確定に伴い、繰越金 2 億 2,468 万 1,000 円を追加計上するものであります。

また、歳出の主なものとしては、保険給付費において一般分と退職分の組み替えを行うほか、額の確定に伴い、介護保険納付金 2,900 万 2,000 円を減額、国保連合会事業へ共同事業拠出金 2,195 万 1,000 円を追加し、さらに予備費に 2,759 万 6,000 円を追加計上して、歳入歳出予算の調整を行うものであります。

議案第 108 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 1 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 367 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 231 万 9,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、歳入では診療報酬について 6 月までの実績に基づき見直し、921 万 8,000 円を減額、前年度繰越額の確定に伴い、繰越金 2,319 万 3,000 円を追加計上するものであります。また、歳出では、4 月の人事異動に伴う職員給与等の調整により 203 万 1,000 円、財政調整基金積立金に 164 万 4,000 円を追加計上するものであります。

議案第 109 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,752 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,919 万 5,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、医療給付費の増加に伴い、歳入歳出予算の調整を行うものであります。

議案第 110 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額を変えずに、歳入において、前年度繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金 300 万 5,000 円を減額し、同額を繰越金に組み替え計上するものであります。

議案第 111 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。既

定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 619 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,513 万 3,000 円と定めるものでございます。主な補正内容としては、歳入では、前年度繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金 1,805 万 2,000 円を減額するとともに、繰越金に 2,424 万 8,000 円を追加計上するものであります。また、歳出では、4 月の人事異動に伴う職員給与費等の調整により 566 万 6,000 円を追加計上するものであります。

議案第 112 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 365 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,253 万 3,000 円と定めるものでございます。主な補正内容としては、歳入では、前年度繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金 757 万 1,000 円を減額し、繰越金に 1,122 万 3,000 円を追加計上するものでございます。また、歳出では、小滝地区管路修繕工事等工事請負費に 310 万円を計上するものであります。

議案第 113 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）でございます。収益的支出について、ガス事業費用予定額から 335 万 4,000 円を減額し、収益的支出の総額を 6 億 4,869 万円と定めるものでございます。また、資本的支出について、資本的支出予定額に 22 万 3,000 円を追加し、資本的支出の総額を 1 億 7,919 万 9,000 円と定めるものでございます。支出の内容としては、4 月の人事異動に伴う人件費関連予算の調整を行うものでございます。

議案第 114 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。収益的支出について、水道事業費用予定額から 482 万 6,000 円を減額し、収益的支出の総額を 4 億 7,084 万 9,000 円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出について、資本的収入予定額に 1,666 万円を追加し、資本的収入の総額を 3 億 9,774 万 5,000 円と定めるものでございます。また、資本的支出予定額に 2,991 万 1,000 円を追加し、資本的支出の総額を 6 億 2,225 万 3,000 円と定めるものであります。主な補正内容としては、4 月の人事異動に伴う人件費関連予算の調整と、中野・前川線の道路改良に伴う水道管移設工事関連の補修費及び工事請負費を計上するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認並びに可決決定くださるようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 補足説明に入る前に、語句の訂正をお願いしたいと思います。16 ページをお開き願いたいと思います。議案綴の 16 ページをお開き願いたいと思います。

ここで 3 行目に、「にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報償」となっておりますけれども、「報酬」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） お諮りします。ただいま総務部長のほうから訂正方の申し出がありました。これについて訂正することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これから、それぞれ担当部課長より主な項目についての補足説明を行います。初めに、報告第 3

号について、教育次長のほうから。

教育次長（小柳伸光君） 継続費精算報告につきましては、市長が報告されましたとおり、象潟中学校の建替事業の終了に伴う精算による実績でございますので、特別な補足説明はございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 84 号について、教育次長から。

教育次長（小柳伸光君） 議案第 84 号につきましても特別な補足説明はございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 85 号から議案第 95 号について、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第 85 号、86 号、87 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明はございません。

議案第 88 号、89 号、90 号、91 号、にかほ市で顕彰を授与することについての補足説明はございませんが、御功績については配付しております資料を御参照してください。なお、にかほ市顕彰条例第 3 条に基づく顕彰選考委員会を選考委員 8 名により 8 月 25 日に開催し、全員の賛成をもって選考されたものでございます。

次に、議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についての第 2 条の改正は、準用する民法が削除され、新たに地方自治法により定められたことによるものでございます。

議案第 93 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、議員の報酬と他の行政委員の委員の報酬を明確に区分するため、地方自治法が改正されたことによるものでございます。

議案第 94 号にかほ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての第 1 条の改正は、地方自治法の条項の繰り下げによるものでございます。

議案第 95 号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定については、議案第 93 号と同様でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 96 号についての補足説明を建設部長より。

建設部長（佐々木秀明君） 議案第 96 号市道路線の認定についてですが、これも市長の説明のとおり、特別補足説明することはありません。20 ページの図面を見ていただければ、内容もすべて書いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 97 号から議案第 103 号についての補足説明を会計管理者より。

会計管理者（大場久君） それでは、議案第 97 号から議案第 103 号までの 7 件について補足説明をいたします。お手元に決算説明資料を配付しておりますので、この資料に基づきまして、説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

1 ページ目をごらんになってください。一般会計と国民健康保険事業特別会計事業勘定初め六つの特別会計の歳入歳出の決算状況でございます。すべての会計の予算額合計は 243 億 7,400 万 7,000 円であります。歳入の調定額は 249 億 3,095 万 8,000 円で、収入済額が 244 億 4,596 万 3,000 円あります。不納欠損額は、一般会計で 1,226 万 7,000 円、国保事業勘定が 1,088 万 9,000 円あります。調定額に対する収入割合は、一般会計が 98.5%、特別会計全体で 97.3%になっております。

歳出では、全会計の支出済額が237億2,252万3,000円で、20年度に繰り越した事業費が5,391万8,000円であります。予算に対する支出割合は、一般会計が98.5%、特別会計は全体で95.5%になっております。

次のページをお開き願います。各会計の歳入歳出差引額と実質収支額であります。一般会計と特別会計の合計の歳入歳出差引額は7億2,344万円となっておりますが、この額から先ほど市長が申し上げましたように、20年度に繰り越した事業の財源502万3,000円を差し引いた実質収支額は、前年度比1億5,629万2,000円減の7億1,841万7,000円となっております。20年度への繰越明許費繰越額は6月定例議会で報告されておりますが、下の表の内訳のとおりでございます。

3ページをごらんください。議案第97号平成19年度にかほ市一般会計決算であります。収支の状況であります。歳入歳出差引額は3億1,054万6,000円で、繰越明許費の財源502万3,000円を差し引いた3億552万3,000円が実質収支額となります。

次に、歳入の款別決算内訳であります。収入済額は152億5,902万7,000円、不納欠損額1,226万7,000円となっております。調定額に対する収入率は、前年度比0.1%減の98.5%となっております。款別の歳入総額に占める割合で最も高いのが10款の地方交付税で31.6%、次に1款の市税で22.6%、21款市債の12.4%と続きます。

4ページをお開き願います。市税の状況であります。七つの税目が記載されておりますが、5の特別措置保有税と7の都市計画税は滞納金ですので、実質市税として課税されている税目でございます。この税目の合計収入額は、前年度より4億32万9,000円多い34億4,944万2,000円です。不納欠損額は市民税470万5,000円、固定資産税742万円、合計1,226万7,000円です。主な税目の収納率は、滞納繰越分も含めると、市民税が個人、法人をあわせまして96.86%、固定資産税が91.93%となっております。

5ページをお願いします。歳出の款別決算内訳であります。支出済額総額は、前年度比12億1,753万1,000円増の149億4,848万1,000円となっており、予算執行率は98.5%となっております。歳出割合が最も高い款は3款民生費の20.8%、次に、10款教育費の19.6%、12款公債費の15.9%の順となっております。

次に、6ページ、7ページをごらんください。ここに19年度に実施した主な事務事業等を載せてあります。このほか、たくさんの事業があるんですが、紙面の関係上、割愛しておりますので、決算書のほうをごらんになっていただきたいと思います。なお、ごらんのとおり、支出額は款項目の目ベース、あるいは節ベースで記載しております。

8ページ目をお開きください。議案第98号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算であります。初めに、収支の状況であります。実質収支額は3億8,570万5,000円です。国民健康保険税の状況であります。一般被保険者の医療給付費の現年度分の収入済額は4億7,825万1,000円で、収納率は92.04%となっております。また、退職被保険者の医療給付費の現年度分の収入済額は2億7,771万3,000円で、収納率は98.46%となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税8億5,526万3,000円、国庫負担金と補助金合わせまして、7億3,018万5,000円、療養給付費交付金7億7,013万円で、歳出の主なものは療養諸費18億1,757万5,000

円であります。

9 ページ、お願いします。まず、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算であります。歳入歳出差引額と実質収支額は同額の 1,619 万 4,000 円となっております。歳入の主なものは、診療収入 1 億 3,817 万 9,000 円で、歳出の主なものは、医薬材料費 6,197 万 7,000 円であります。

次に、議案第 100 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計の決算であります。歳入歳出差引額は 3,048 万 3,000 円の歳入不足となり、20 年度の歳入を繰上充用しております。歳入の主なものは支払基金交付金 15 億 8,535 万 6,000 円、国庫負担金 10 億 1,830 万 1,000 円で、歳出の主なものは、医療給付費 30 億 4,745 万 6,000 円であります。

次のページをお開き願います。議案第 101 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計の決算であります。翌年度に繰り越す財源がありませんので、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の 300 万 6,000 円となっております。歳入の主なものは、水道使用料 2,808 万 5,000 円で、歳出の主なものは工事請負費 4,141 万 3,000 円であります。

議案第 102 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計の決算であります。20 年度への繰越事業費はありますが、繰越財源がありませんので、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の 2,724 万 8,000 円であります。歳入の主なものは国庫補助金 5 億 8,170 万円、一般会計繰入金 5 億 3,046 万 9,000 円で、歳出の主なものは、建設工事委託料 10 億 9,419 万 2,000 円と公債費 5 億 6,959 万 9,000 円であります。

11 ページをごらんください。議案第 103 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計の決算であります。この会計も翌年度に繰り越す財源ありませんので、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の 1,122 万 4,000 円であります。歳入の主なものは、使用料 8,622 万 6,000 円、一般会計繰入金 2 億 2,739 万 8,000 円で、歳出の主なものは工事請負費 1 億 1,380 万円、公債費 2 億 6,776 万 1,000 円であります。

最後の 12 ページをお願いいたします。基金の保有状況であります。 の欄が今年の 4 月 1 日からことしの 3 月 31 日までの間の増減額、 の欄がことしの 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間の増減額であります。ことしの 5 月 31 日現在の 20 の基金額の総額は、前年同期比 2 億 524 万 9,298 円増の 39 億 4,576 万 3,270 円となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 104 号及び議案第 105 号についての補足説明をガス水道局長より。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 104 号について補足いたします。

決算書の 2 ページのほうをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出でございます。収入のほうが決算額 3 億 8,356 万 281 円、主なものといたしましてはガス売上でございます。支出のほうが決算額 5 億 8,531 万 6,799 円、主なものといたしましては採取製造費、供給販売費となっております。

次の 4 ページ、お願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入のほうが決算額 973

万7,450円、これは工事に対する負担金でございます。支出のほうは決算額1億6,654万8,163円となっております。これは建設改良費が主なものとなっております。建設改良費予算のうち、翌年度繰越額といたしまして、1億4,805万円を計上しております。これにつきましては、4月23日の臨時会において承認いただきましたLNGサテライト基地増設事業の予算繰り越しの分で、地方公営企業法第26条の規定により20年度に繰り越ししたものでございます。これに対する財源といたしまして、収入の企業債1億円も同様に20年度に繰り越しをしております。

続いて、8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から3行目になりますけれども、当年度純損失ということで、2億1,632万5,261円の純損失を計上いたしております。

それから、14ページをお願いいたします。ガス事業の事業報告の概況でございます。

初めに、総括事項でございますけれども、20年3月末の需要家戸数は6,068戸で、前年度末よりも1.5%、92戸の減少となっております。ガス販売量におきましては、対前年比11.8%増の228万298立方となっております。需要家戸数の減少などによりまして、家庭用の需要も落ち込んでいる中、全体で増加となった要因としては大口需要家の誕生があります。これは、規制緩和の進展によりまして、大口需要の対象が19年の4月より10万立方まで拡大されました。これによりまして、4月よりTDK象潟工場、また、6月からはTDK-MCC象潟工場と2件の大口需要家が誕生したことが挙げられます。

また、今年度は、熱量変更事業の完了に伴う総原価の見直しにより料金改定を実施し、合併協定に基づく3地区の料金統一も図られました。これからも都市ガスの優位性を発揮し、さらなる需要開拓を図ってまいります。

経理状況でございます。収益的収入は、ガス売上が前年比9.9%増の3億2,714万2,000円で、2,938万2,000円の増収となっております。これにより、収益全体でも4.7%増の3億6,538万4,000円で、1,634万7,000円の増収となっております。しかしながら、費用についても、熱量変更事業に伴います開発費償却などの増大もあり、事業費全体で5億8,168万9,000円となり、収支差引では、先ほども申し上げましたけれども、2億1,632万5,000円の純損失を計上しております。さらなる経費の節減と需要開拓、効率的な経営に努めてまいります。

次に、経営指標、財務指標について御説明をしたいと思います。皆様のほうに参考資料としてお渡ししてありますので、ごらんいただきたいと思っております。A4の裏表入っておりますけれども、「参考資料」と書いています平成19年度ガス事業会計ですけれども、19年の「年」の字が抜けておりますので、申しわけありませんが、追加のほうをお願いいたします。

最初に、経営比率に関する事項でございます。(1)の負荷率から(5)の供給管使用効率につきましては、施設の利用率をあらわしたものでございます。例年と比較してもそんなに大きな違いはありませんけれども、(3)の最大稼働率が17.1ポイントの増となっております。これは大口需要によりまして、1日の最大供給量がふえたことによるものでございます。(6)の供給単価、143.5円、143円50銭は前年と比較して大きな違いはありません。(7)の供給原価、248円80銭は、これは開発費償却が前年よりも9,600万円ほど増加しております。これらの費用が大幅な増額になったことにより供給原価が上昇したものであります。これによりまして、原価よりも単価が105.3円

低い結果になっており、損益を計上したことがあらわれております。(8)から(10)につきましては、前年比で減少した結果が出ておりますが、これは18年度まで熱変のほうに計上されておりました職員が、作業終了に伴い、19年度より損益勘定所属職員に計上されたことにより、このような指標となったものであります。

次に、右側の財務比率に関する事項でございます。(1)の自己資本構成比率は大きいほどよいとされており、46%はそれほど高くありませんが、何とかクリアしている数字と判断しているところであります。(2)の固定資産長期資本比率は100%を下回っていればよいとされております。(3)の流動比率は大きいほどよいとされており、理想は200%以上が望ましいということになっておりますが、100%を下回らなければよいとされております。本表の268.3%はこれらの数値を上回っております。参考までにですけれども、日本の上場企業の平均は120%ということになっているようにございます。(4)の経常収支比率、(5)の営業収支比率についてですが、こちらは100%以上なければ赤字経営と言われておりますので、損益を計上したことがこの指標にあらわれております。どちらも62%台と、前年対比においても下がってきておりますので、非常に厳しい経営状態であるということがこの数字にあらわれております。(6)から(9)までは低いほうがよいとされており、それほど高い数値のものはないというふうに判断しております。(10)の職員給与費対料金収入比率が前年対比で1ポイント増となっておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、19年度で3名の職員が増加していることによる関係で、このような結果になっております。それでもそんなに大きな値ではないというふうに判断しております。

議案第104号については以上であります。

続きまして、議案第105号について御説明いたします。水道関係の報告です。

それでは、初めに、2ページのほうをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入のほうが決算額4億6,356万2,526円となり、主なものとしては営業収益となっております。支出のほうでございますけれども、決算額4億3,942万5,023円となっております。これは費用関係でございます。

次の4ページの資本金的収入及び支出のほうをお願いいたします。収入は決算額2億5,117万570円、主なものとしては企業債でございます。支出といたしましては、決算額5億1,486万9,676円で、建設改良費、企業債償還金がこれらを占めております。

続きまして、8ページの損益計算書をお願いいたします。こちらのほうも下から3行目のほうに当年度純利益662万3,744円を計上しております。水道のほうは何とか黒字というふうになっております。

14ページをお願いいたします。水道事業報告でございます。初めに、総括事項でございます。20年3月末の供給戸数は9,920戸で、ほぼ前年度と横ばいの状況で、1戸の減少となっております。給水量につきましては、全体で前年比1.9%、8万2,267立方の減少で、432万4,310立方となっております。今年度は、将来にわたって河川水や地下水等の水質汚染、汚濁を防止し、安全で安心な飲み水を確保するため、にかほ市水道水源保護条例を制定し、水道に係る水源を保護する取り組みを行っております。また、ガス事業同様、合併協議の確認事項にであります3地区の料金統一も完

了し、あわせまして、石綿管更新事業、新水源の開発等、将来の設備投資をにらんだ料金改定を実施し、20年の3月1日から適用したところであります。建設改良工事につきましては、仁賀保・金浦間及び金浦・象潟間の配水管の連絡管工事を実施し、導管網の整備を行っております。また、老朽管の更新につきましても、公共下水道に伴う入れかえや石綿管更新事業ということで、計画的に進めているところであります。

経営状況といたしましては、給水収益が前年比1.4%減、事業収益全体でも0.9%減の4億4,178万8,000円で、414万7,000円の減収となっております。費用につきましては、集中豪雨による被災など突発的な支出や減価償却費の増加もあり、前年比2.8%増の4億3,516万5,000円となっております。これによりまして、662万3,000円の純利益を計上しているところであります。

今後の課題といたしましては、間近に控えた簡易水道統合への取り組み、石綿管更新事業など老朽施設の整備、新水源の開発などが急務となっております。これらの課題に計画的に取り組みながら、上水道の一体化を促進し、住民サービスの向上と健全経営を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、財務比率等のほうを説明いたします。先ほどの裏のほうのページになります。

経営比率に関する事項でございます。(1)の負荷率から(5)の配水管使用効率までは施設の効率性をあらわす指標です。これらの指標については特段問題となるような数値ではないものと判断しております。(6)の供給単価99.1円は、前年と大きな差はありません。(7)の給水原価100.4円は、前年よりも4.5円高くなっております。これは18年度におきまして畑配水場等の工事が完成し、これに伴う減価償却費の費用等が増加したことにより数値が上がったものでございます。この結果、供給単価よりも給水原価が1.3円高くなっております。このような場合、一般的には赤字となるケースでございますけれども、幸いにも純利益を計上した決算となっております。

しかし、この指標からも読み取れるように、水道事業についても決して予断を許さない経営状態ではないかというふうに考えているところでございます。19年度に料金改定を行っておりますけれども、20年3月1日からの適用でありまして、19年度決算にはそれほど反映されておられません。20年度においては、このようなことも踏まえ、なお一層の経営努力をし、健全経営に努めてまいるところでございます。

(8)から(10)までは生産性を示す指標であります。前年に比較しまして数値が減少しておりますが、これは、19年度で損益勘定所属職員2名増加したことによるものでございます。

次に、右側のほうの財務比率に関する事項でございます。(1)の自己資本構成比率は大きいほどよいとされており、昨年よりも4.5ポイント増加もしており、支障ないものと判断しております。

(2)の固定資産対長期資本比率は100%を下回っておればよいとされております。しかしながら、大分100%に近づいております。これは、18年度において、先ほども申し上げましたけれども、畑配水場等の工事が完了いたしまして、これに伴い資産が増加したことにより数値が上がったものでございます。(3)の流動比率は大きいほどよいとされており、200%以上が望ましいということになっておりますけれども、本表のほうはそれらの数値を上回っているところでございます。(4)の経常収支比率、(5)の営業収支比率につきましては、100%以上なければ赤字経営と言われている

ところでありますけれども、どちらも 100%を超えており、数値としてはクリアしていることとなります。ただ、どちらも対前年比におきましても数値が下がってきておりますし、また、経営比率の原価と単価のようなこともありますので、今後、注視していかなければならないものと判断しております。(6)から(10)までは、低いほうがよいとされているところでありますが、前年に比較して数値が増加しているものが多くあります。これは、19年度において、起債の企業債の繰上償還を行っております。これによりまして、企業債元金が増加したことによって、このような数字となったものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで、議案第 104 号及び同 105 号に対する補足説明が終わりました。昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 57 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飯尾議員は議会選出監査委員のため、代表監査委員の後ろの席に移動願います。

次に、代表監査委員から決算監査の報告を求めます。佐藤代表監査委員。

【代表監査委員（佐藤正行君）登壇】

代表監査委員（佐藤正行君） 監査委員を代表して、私のほうから御報告させていただきます。

お手元の平成 19 年度決算審査意見書をお出し願いたいと思います。最初に、1 ページを開いていただきたいと思います。

平成 19 年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 19 年度にかほ市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された各基金の運用状況を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出させていただきます。

次ページをお願いします。平成 19 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

第 1、審査の対象。一般会計、平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算。二つ目は特別会計、下記 6 歳入歳出決算を対象としました。

審査の期間は、平成 20 年 7 月 28 日から平成 20 年 8 月 22 日までの間です。

3 番目、審査の方法について。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明をお聞きし、予算の執行状況の適否について審査しました。

4、審査の結果及び意見。審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算付属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

歳入については、市税、負担金、使用料等の不納欠損及び収入未済が、年々増加の一途をたどることが予想されます。平成 19 年 8 月に設置した、にかほ市収納対策推進本部を有効に起動させて、より一層の徴収に努力されるよう期待しております。

歳出においては、主に契約、補助金等関連の書類を審査したところ、適切に処理されていると認められました。また、工事契約関係においては、工事契約の 33%が変更契約を締結している状態なので、当初設計の充実によって変更契約の削減に努力されるよう求めたいと思います。

なお、審査過程で見受けられました軽易な誤りについては、その場で指摘したので、記述は省略させていただきます。

決算総額の状況。本年度の一般会計の決算額は、歳入では前年度より 11 億 1,214 万円 (7.9%) 増の 152 億 5,903 万円、歳出では 12 億 1,753 万円 (8.9%) 増の 149 億 4,848 万円となっております。これに特別会計を加えた決算の総額は、歳入で 244 億 4,596 万円、歳出では 237 億 2,252 万円であり、いずれも前年度を上回っております。この結果、一般会計では、歳入歳出差引額 (形式収支額) が 3 億 1,055 万円となり、前年度の歳入歳出差引額 4 億 1,594 万円を下回っております。また、翌年度への繰越財源が前年度 500 万円に対して、本年度は 502 万円となっており、歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支額は、前年度より 1 億 542 万円減少して 3 億 552 万円の黒字となっております。

最後に、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、引き続き財政運営の健全化に向けて努力されることを望むものであります。

以下は省略させていただいて、次に、35 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 19 年度基金運用状況審査意見。

審査の対象は、下記に書いてある 5 つの基金を対象とさせていただきました。

2 番、審査の期間。平成 20 年 8 月 4 日から平成 20 年 8 月 22 日までです。

3、審査の方法。各基金の運用状況報告書の計数を、預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い、确实かつ効率的に運用されているかについて審査をしました。

4 番、審査の結果。各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し正確であると認められました。

次に、37 ページを開いてください。平成 19 年度にかほ市ガス事業会計・水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 19 年度にかほ市ガス事業会計及び水道事業会計の決算及びその関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

次ページをお願いします。平成 19 年度公営企業会計決算審査意見。

1、審査の対象。平成 19 年度にかほ市ガス事業会計、並びに水道事業会計でございます。

2 番目、審査の期間。平成 20 年 8 月 1 日から平成 20 年 8 月 22 日まで行いました。

3 番、審査の方法。審査に当たっては、各事業会計決算書等が関係法令に準拠して作成されてい

るか、そして当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかについて検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など必要と認める審査をいたしました。

また、関係書類、帳簿について関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行っております。

4番、審査の結果及び意見。審査に付された各事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符号し、正確であると認められました。また、各事業の経営状況及び当年度末の財政状況を適正に表示していることを認めた。

ガス事業会計の事業総括。本年度末の需要家戸数は6,068戸で、前年比92戸の減となっております。また、ガス販売量は、前年比11.8%増の228万298立米となっております。建設改良工事の実施状況は、下水道事業と連携したガス管入替工事や象潟ガス供給所遠隔システム工事等を実施しております。

収益的収入では、大口需要家契約及び平成20年1月の料金改定により、ガス売上は前年比9.9%増の3億2,714万円で、事業収益全体では前年比4.7%増の3億6,536万円となっております。費用については、熱量変更事業に伴う開発費償却等があるため、事業費全体で5億8,169万円となり、収支差引では2億1,633万円の純損失となっております。

熱量変更事業に伴う開発費の償却は、平成19年度から5年間の償却期間であり、平成20年度は料金改定が寄与するものの、収益的には厳しいものがあります。5年後の償却終了時を見据えた企業経営を望むものであります。

次に、水道事業会計の事業総括であります。本年度末の給水戸数は9,920戸で、前年比1戸の減となっております。また、給水量は、前年比1.9%減の432万4,310立方となっております。建設改良工事の実施状況は、下水道事業と連携した石綿セメント管更新工事、並びに配水管入替工事、元滝水源改良工事等を実施しております。

収益的収入では、給水収益が前年比1.4%減の4億2,898万円で、事業収益全体でも前年比0.9%減の4億4,179万円となっております。費用については、8月の集中豪雨による水源地からの送水管破裂被害の修理費用等があるものの、収支差引では662万円の黒字となっております。平成20年度からは料金改定も寄与してくると思いますが、石綿管の早期更新、新規水源開発等を見据えた企業経営を望むものであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで決算監査の報告を終わります。

次に、議案第106号の歳入及び歳出について、補足説明を求めます。議会費に関することを議会事務局より。

議会事務局（佐藤文一君） 一般会計補正（第5号）をお願いいたします。よろしいでしょうか、一般会計の補正予算（第5号）でございます。

14ページ、お願いいたします。3、歳出、1-1-1議会費でございます。1が報酬、議員報酬、三角の549万6,000円と。3の職員手当等、議員期末手当、三角の176万4,000円。同じく共済費、

議員共済組合負担金の95万円、三角ということで、いずれも減額修正による減ということになります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第106号の総務部に関することの説明を総務部長より。

総務部長（佐藤好文君） それでは、総務部関係の補正の主な内容について御説明いたします。

初めに、歳入からでございます。10ページをお開き願います。1款2項1目固定資産税の増額補正は、企業の設備投資に伴う償却資産の増加によるものでございます。

9款1項地方特例交付金、2項特別交付金及び10款1項地方交付税は、いずれも額の確定によるものでございます。

12ページをお開き願います。16款2項1目不動産売払収入の主なものは、旧象潟警察署跡地1,271.7平米に、にかほ警察署の職員宿舎を建設するため、警察共済組合秋田県支部に2,492万6,000円で、また、仁賀保駅付近の平沢字新町の宅地179.5平米について、個人に603万1,000円で売却したものでございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金については、繰越金の計上などに伴う財源調整のため減額するものでございます。これにより、予算上の基金残高は10億3,805万7,000円となる見込みでございます。

19款1項1目繰越金は、平成19年度決算に伴い、繰越金が3億5,052万3,000円と確定したことから、当初予算及び補正予算で計上済みを除いた2億2,052万1,000円を補正するものでございます。

13ページをお開き願います。21款1項4目土木債については事業内容の変更に伴うもので、5目消防債は事業の確定、8目臨時財政対策債は発行可能額が確定したものでございます。

次に、歳出ですが、各項目にわたる給料などの人件費の補正は、4月の人事異動などに伴う組み替え補正でございます。

15ページをお開き願います。2款1項4目13節の公共資産台帳データ整備委託料は、新地方公会計制度の導入に伴い、自治体会計の現金主義及び単式簿記へ、企業会計と同様の発生主義、複式簿記の考え方を取り入れることとなり、平成21年度の秋ごろに普通会計ベース及び連結会計ベースでの貸借対照表、いわゆるバランスシートを公表することとされております。このため、貸借対照表の主要な部分を占める固定資産において、これまでになかった土地・建物などの評価や売却可能資産の把握などのため、固定資産の評価替えや建物などの減価償却を行うなど、市の所有資産のより一層の詳細な管理を図らなければならないこととなります。このため、資産の洗い出し確認作業を行うとともに、現在紙ベース管理しているものをデータベース化を図るための調査業務の委託内容となっております。

17ページをお開きください。2款2項1目13節年金特別徴収システム改修委託料は、平成21年度から実施される年金からの住民税特別徴収に伴う基幹システムの改修費用でございます。

18ページをお開きください。2款4項5目は、平成21年4月12日に行われる秋田県知事選挙の20年度分の費用となります。

19ページをお開きください。2款5項2目指定統計調査費は5年ごとに実施される住宅土地統計

調査の費用で、委託金の確定による補正でございます。

35 ページをお開きください。9 款 1 項 5 目災害対策費に、津波ハザードマップ作成に当たり、行政サイドだけの考え方ではなく、地域住民の意見を取り入れ、より実情に合ったマップとするため、ワークショップ開催にかかわる報償費及び委託料を計上しております。なお、防災行政無線整備事業実施設計委託料 1,320 万円の減額は、入札結果による落札差額でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する補足説明を市民部長より。

市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係の補足説明をいたします。

歳入の補正はありません。

歳出の主なものについて申し上げます。24 ページをお開きください。上から 4 行目あたりになります。3 款 4 項 3 目老人医療費 28 節繰出金の 145 万 9,000 円は、一般会計から老人保健特別会計への繰出金です。老人保健の医療給付費のうち市の負担割合であります 12 分の 1 を繰り出すものでございます。

25 ページ、一番上になります。4 款 1 項 6 目環境衛生費 15 節工事請負費の 116 万円は、緑ヶ丘墓苑の昭和 58 年度に増設した区画部分に土砂の流出などによります地盤の沈下がございまして、そのために生じた墓石の傾きを補修するためのものでございます。

同じく 25 ページ、中段あたりになります。4 款 2 項 1 目清掃総務費 12 節役務費の手数料 150 万円は、クリーンアップや海岸漂着のごみ、不法投棄廃棄物の処理手数料でございます。

26 ページをお開きください。一番上になります。4 款 2 項 3 目最終処分場管理費 11 節需用費の修繕料 100 万円は、仁賀保一般廃棄物最終処分場の高圧区分開閉器と同所に配置しておりますショベルドーザーの修繕を行うためのものでございます。

同じく 26 ページ、中段になります。4 款 3 項 1 目水道整備費 28 節繰出金の簡易水道特別会計繰出金 300 万 5,000 円の減額は、平成 19 年度簡易水道特別会計の決算によって繰越金が確定したことによるものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する補足説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の主なものを御説明いたします。

まず歳入についてであります。11 ページをお開き願います。14 款 2 項 1 目民生費国庫補助金 3 節の生活保護費補助金のセーフティーネット支援対策等事業費補助金 19 万円でありましたが、これは国庫補助協議結果による増額分であります。内容といたしましては、レセプト点検などの充実事業、あるいは収入資産状況の把握、扶養義務調査等の事業、それから関係職員の研修、啓発事業が主なものであります。補助率 10 割であります。

同じく中段の 15 款 2 項 2 目民生費県補助金 2 節の児童福祉費補助金 98 万 6,000 円は、院内の学童保育クラブの新設、それから金浦の学童保育であります、たんぼぼサークルの土曜日開設によります放課後児童健全育成事業費に係る県からの補助金であります。その下の 4 節の社会福祉費補助金 241 万 7,000 円でありましたが、当初におきましてオストメイト対応の設備機器を仁賀保の総合福祉交流センタースマイルの障害者用トイレに設置する予算を計上しておりましたが、その後、県との協議におきまして、金浦、象潟の保健センターにも設置できるようになったための 2 ヲ所分 100

万円と、7月改正の障害者自立支援法対応の給付支払システム変更のパッケージ追加に伴う補助金141万7,000円であります。これもいずれも補助率10割であります。

それから、歳出について申し上げます。20ページをお開きください。3款1項2目老人福祉費の8、報償費20万円は、高齢者の除排雪支援のための報償費であります。現在、高齢者等の除排雪支援チームは30チームが結成されております。同じく20ページ、3目の障害者福祉費13節の委託料141万7,000円ではありますが、これは歳入でも申し上げましたとおり、障害者自立支援給付支払システム変更のための委託料であります。それから、15節、その下、工事請負費264万9,000円ではありますが、これも歳入で申し上げましたが、オストメイト対応の設備機器を金浦、象潟の保健センターに新たに設置する経費211万4,000円と、当初予算においてスマイル設置予定のオストメイトパックを、21ページ、18節備品購入費53万5,000円を減額いたしまして、工事請負費に組み替えたものであります。それから、その下の23節償還金利子及び割引料763万6,000円は、いずれも平成19年度に自立支援関連の事業が確定したための国庫分を返還するものであります。同じく21ページの7目福祉施設管理費11節の需用費、修繕料90万円ではありますが、これは釜ヶ台地区の老人憩いの家はんの木の屋根及び内部改装のための費用であります。

それから、21ページ、3款2項1目の児童福祉総務費の22ページになります。22ページ、13委託料560万9,000円ではありますが、これは院内学童保育クラブの新設、それから金浦学童保育たんぼぼサークルの土曜日開設による放課後児童健全育成事業への委託料であります。

それから、23ページであります3款3項2目扶助費23節償還金利子及び割引料728万3,000円は、平成19年度分の生活保護費の確定による国庫負担金の返還金であります。

それから、24ページの4款1項3目の成人保健事業費13節委託料58万7,000円の減額ではありますが、これは今年度の特定健康診査が終了したことによる減額であります。それから、その下の18節備品購入費44万7,000円ではありますが、今年度から始まりました特定保健指導に使用します個別健康教育のための栄養指導用の教材としてフードモデルを購入するための経費であります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する補足説明を産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 産業部に関する説明をします。

歳入についての補足説明は特にございません。

歳出について主なもののみ御説明申し上げます。27ページをお開きください。中段の6款1項4目生産調整推進対策費のうち、転作物産地形成推進事業補助金410万3,000円は、産地づくり交付金事業を円滑に進め、生産調整の実効確保と機械共同化等によるコスト削減を図るため、転作の団地化に対して支援をするものであります。同一作物による1ヘクタール団地化対象面積に対し、10アール当たり5,000円の助成を行うものであります。20年度においては、大豆14組織、パレイショ2組織、ソバ3組織であります。なお、補助金額は実績に基づき計上したものであります。次の集落営農組織転作重点作物種子等導入事業補助金122万7,000円は、産地づくり交付金事業で定める転作における重点・準重点作物の種子代購入費の支援を行うことにより戦略作物の安定生産と産地化を推進するために、種子購入費の4分の1を助成するものであります。種子の種類として、

大豆・バレイシヨの種子、ミニトマトの苗代であります。この予算も実績により計上したものであります。

次に、29ページをお開きください。上段にあります7款1項2目商工振興費11節の需用費の消耗品費は、市内中小企業からの人材教育に対する要望に関係専門機関と連携して、企業の人材育成を支援するものであります。実習用の教材費や実習機械、刃物等の消耗品費であります。同じく29ページ、下段の7款2項2目観光施設費の7節賃金、8節報償費、11節需用費は、巾山スキー場の開設に伴う予算であります。11節需用費の修繕料は、スキー場の圧雪車の点検修繕とナイター照明安定器カバーの修繕費であります。

産業部の歳出の補足説明は以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する補足説明を建設部長より求めます。建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから建設部所管の主なものだけ補足説明させていただきます。

最初に、歳入ですけれども、11ページをお開きください。11ページ、14款2項3目土木費国庫補助金3,450万円の補正額になっておりますけれども、これは地方道路整備臨時交付金の対象事業費が当初計画1億5,000円であったものを1億9,500万円に増額するというもので、あわせて助成率、交付の率が従来55%であったものが、60%に増額の変更になったということで、差額分をこのたび3,450万円を補正するものです。

続いて、15款3項6目土木費委託金300万円ですが、これは例年の除雪ということで、県道の除雪受託金の見込みとして補正しているものです。従来、昨年の実績なんかを見ますと700万円程度いただいておりますけれども、その一部として、今回、歳入にあわせて見込みとして390万円計上したものでございます。

続いて、歳出のほうですけれども、30ページ、お開きください。8款1項1目土木総務費727万2,000円の増額補正ですが、内容は主にほかの課と同じように人事異動、4月の異動に伴う、それによる人件費の補正ですけれども、次の31ページ、13節の委託費97万8,000円ですが、これは説明のほうに書いていますけれども、道路の境界等ということで、旧町時代に道路改良等実施したんですけれども、いろいろ都合というんですか、相続関係なんかもそうなんですけれども、その関係で、登記の手続が完了していなかったものを今回5件程度のものを委託するものというものになっております。

続いて、2項1目道路橋梁総務費、減額の264万8,000円のものであります。これも内容的には人件費が主なものなんですけれども、17節公有財産購入費92万8,000円、これは金浦の飛地内にあります残土のストック場というのがあるんですけれども、約4ヘクタールから5ヘクタールのものなんですけれども、そのやや中心部に個人の所有地1筆ばかりありまして、面積的には1,856平米なんですけれども、これを今後の有効活用のため今回取得するというための補正するものでございます。続いて、下段のほうの2目道路橋梁維持費、これも同じように減額の1,300万円の内訳です。11節需用費の修繕料100万円とありますけれども、これはまあ通常の緊急時に備えての道路の維持修繕の追加補正というものです。次の15節工事請負費、減額の1,400万円、これは市長のほうからもち

よっとお話がありましたけれども、当初、象潟地区の海岸部に唐戸大橋という橋があるんですけれども、その塩害が進んでいるというようなことで、今回、20年度の予算で、当初で、修繕工事を計画するために予算を計上しましたけれども、いろいろと当初計画した補修程度では延命期間が短いという判断をしまして、次年度以降の橋梁長寿命化修繕事業としてかけかえをするということで進める方向で、このたび、この部分を2,200万円の事業費だったんですけれども、これを一たん減額するということになりました。あと、地区要望対応の道路維持補修工事費として800万円の増額補正ということで、差し引きのものでございます。続いて、下段の3目道路橋梁新設改良費、これも減額の265万3,000円の内訳でございます。

人件費は省略して、次ページ、32ページをお願いしたいと思います。最初に、13節の委託費、減額の624万5,000円でございます。これは仁賀保象潟幹線ということで、金浦の消防署までの幹線道路の一期工区として2キロの設計業務を進めておりますが、土質調査と調査結果を正式な詳細の設計業務という、今回委託しているんですけれども、その業務に反映させる必要が生じたということで、用地測量業務を次年度に移行しまして、その委託の内容を変更し、減額でもって1,224万5,000円とし、それから、また役場1・2号線の設計業務、それと、ちょっと複雑な用地関係あるものですから、用地の測量業務を今回委託するというので、新規に547万円の補正と、あわせて舟岡工区の追加分ということで、53万円の追加補正をするものでございます。

次に、15節の工事請負費増額で2,700万円の増加ですが、中野・前川線道路改良工事の年度内の完成ということで、増額補正6,700万円。それと、役場1・2号線の改良工事を、当初でも計画してあったんですけれども、設計のほうは前に話したように進めますけれども、工事の現場については、次年度、要するに21年度において、TDKラインへのガス本管の工事及び下水道の工事を同時に施工しようということで話がまとまりましたので、今回、このたびその部分を減額ということで、その分が約4,000万円を減額するというものでございます。17節公有財産購入費、減額で2,650万円、これは今説明したとおり、中野・前川線用地買収の確定に伴う減額補正が、減額で1,650万円、それとあと、前のほうでも説明した役場1・2号線の関係での減額補正のものが1,000万円のものでございます。で、22節補償補填及び賠償金256万円、これは、中野・前川線改良工事に係る水道管等の本管関係なんですけれども、その移転補償の増額、逆に、今度、立木補償のほうは終わったんですけれども、そちらのほうは減額という形で相殺しまして、656万円の増額補正、あと役場1・2号線関係での減額補正が400万円というものでございます。

続いて、下段の4目排水路維持改良費1,136万7,000円の内訳でございます。11節需用費、修繕料200万円です。これは通常の排水路関係の維持修繕のための増額補正というものでございます。次、14節使用料及び賃借料86万7,000円、これは排水路の清掃用の機械等バキューム車とか高圧洗浄車なんですけれども、それらを借り上げて、もう少し作業する必要があるということで、今回、補正するものでございます。15節工事請負費850万円です。これは各地区から要望ありますものへの対応ということで、排水路整備工事を実施するためのものでございます。

続いて、下段の5目除雪費9,669万円とありますけれども、トータル的には1億1,984万1,000円ということで、昨年の実績程度に予算対応をさせていただきましたが、内容等については説明欄

のほうに記載されているとおりでございますので、説明は特にありません。省略したいと思います。

続いて、次ページ、33ページの8款4項1目都市計画総務費でございます。補正額としては減額の1,334万2,000円ありますけれども、内訳として15節工事請負費450万円とありますけれども、これも説明の欄に書いてあるとおり、象潟地区の都市公園なんですけれども、入道島児童公園というのがありまして、そのフェンスが老朽化したということで、今回補修をするための補正でございます。その下、28節繰出金、減額、三角の1,805万2,000円でございますが、これは公共下水道事業特別会計の繰出金ということで、この後、特別会計での説明もありますので、そちらで簡単に説明したいと思います。

次、34ページをお開きください。34ページ、8款5項1目住宅管理費のものでございます。補正額で310万9,000円と。内訳、11節需用費の修繕料150万円、これは象潟地区の松ヶ丘団地の浄化槽の修繕、あるいは、仁賀保地区の住宅の屋根の修理というものを実施するために補正するものでございます。続いて、15節工事請負費110万円、これも説明のとおり、団地の電気の引込盤の修繕工事を行うというものでございます。次、22節補償補填及び賠償金の50万3,000円でございますが、市営住宅、象潟地区の入湖ノ澗団地というのがあるんですけれども、そちらの用途廃止という作業を今進めているんですけれども、そちらに現在入居をされている方が3名といるということで、もう既に話は全部終わったんですけれども、一応3世帯分の動産等の移転補償、あるいは引越費用ということで、3人分の予算を今回計上しているものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、消防本部に関する補足説明を消防長。

消防長（中津博行君） 消防についての補足説明は特にございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する補足説明を教育次長より。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算の主なものについて御説明をいたします。

初めに、歳入でございますが、12ページ、18款繰入金2項基金繰入金4目の山崎科学教育振興基金繰入金が1,087万円を計上してございます。これはフェライト子ども科学館に展示コーナーの新設と倉庫の増設に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。36ページをお開きください。賃金を含めました人件費につきましては、4月1日の人事異動に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

10款1項3目教育助成費でございます。200万円増額してございますが、今回の中学校総体では、金浦中学校の柔道部の東北大会の優勝、そして全国大会出場というふうなことで、各中学校でも生徒たちの活躍が見られましたが、それに伴いまして、これから開催されます中学校の秋季大会、それから新人戦、それに伴う不足額を200万円ほど増額補正をお願いしております。

続きまして、38ページをお開きください。10款3項中学校費でございます。需用費で光熱水費355万円ほど増額補正お願いしてございますが、これは象潟中学校の電気・ガス・水道料が主なものでございます。

続きまして、39ページ、10款4項社会教育費でございます。4目の象潟公民館費修繕料37万円を補正してございますが、これは2階のエアコンの修理と1階のトイレの漏水修理が主なものでご

ざいます。

同じく 10 款 4 項の 5 目図書館費の 14 節に使用料及び賃借料ということで、事務機器リース料 79 万 1,000 円増額してございますが、これは図書館の管理システムの更新によります新しいシステムを導入するためのリース料でございます。

続きまして、41 ページをお願いいたします。10 款 4 項社会教育費の 15 目フェライト子ども科学館リニューアル事業費でございます。先ほど歳入でも御説明申し上げましたが、新しくチョウの展示標本といいますが、その展示ブースを設けるための展示設計施工管理委託料、これが 550 万円、それから、空調設備をいたしました倉庫の増築工事ということで、15 節の工事請負費、これに 570 万円を増額補正しております。

それから、次のページ、42 ページでございます。10 款 5 項保健体育費の 3 目屋外運動施設管理費でございます。修繕料といたしまして 135 万円計上してございますが、これはグリーンフィールドのナイター照明の安定器と投光器の取りかえが主なものでございます。

それから、最後になりますけれども、43 ページの同じく 10 款 5 項保健体育費の 6 目象潟給食センター費でございます。11 の需用費に光熱水費として 180 万円を増額してございます。これはガス水道料の増額補正でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これにて議案第 106 号に関するそれぞれの補足説明を終わりました。

所用のため 2 時 10 分まで休憩します。

午後 1 時 55 分 休 憩

午後 2 時 09 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 107 号から議案第 110 号についての補足説明を市民部長のほうから求めます。

市民部長（齋藤隆一君） 議案第 107 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）の補足説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入です。1 款 1 項国民健康保険税の補正は、退職者医療制度の変更に伴いまして、退職者医療へ加入できる年齢が 74 歳までから 64 歳までになりましたことから、2 目の退職者被保険者の一部が 1 目の一般被保険者へと移動になっておりまして、この移動分の保険税を組み替えたものでございます。1 項保険税全体では 236 万 2,000 円の減額となっておりますが、この減額分は国保税率改正に伴うものでございます。

6 款 1 項前期高齢者交付金の減額補正は、交付金の再計算に伴います当初予算との差額の補正でございます。

7 ページです。11 款 1 項繰越金の補正は、19 年度決算が確定したことによるものです。

8 ページをお開きください。歳出です。2 款 1 項療養諸費の補正は、歳入で御説明申し上げました退職者医療制度の変更に伴いまして、一般被保険者の医療費と退職被保険者の医療費を組み替えた

ものでございます。1 項療養諸費全体では 4,776 万 3,000 円の増額補正となっておりますけれども、これは一般分の医療費が不足すると見込まれますことから、増額の補正をお願いするものでございます。

2 款 2 項高額療養費の補正も退職者医療制度の変更に伴う一般と退職の組み替えとなります。ここには制度変更以外の要件が入っていませんので、プラスマイナスゼロの組み替えとなります。

9 ページです。3 款 1 項後期高齢者支援金等の補正は、平成 20 年度の支援金、拠出金が確定しましたことから、当初予算との差額の補正をお願いするものでございます。

10 ページをお開きください。5 款 1 項老人保健拠出金、それから 6 款 1 項介護納付金の補正も、拠出金、納付金の確定によるものでございます。

7 款 1 項共同事業拠出金の補正は、高額医療費共同事業医療費拠出金が 1,099 万 9,000 円、保険財政共同安定化事業拠出金が 1,095 万 2,000 円、それぞれ不足すると見込まれますことから、増額の補正をお願いするものでございます。

11 款 1 項 3 目の償還金の補正は、11 年度分国庫負担金の償還金と後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の返還金、それから看護補助加算の過誤調整分の返還金の不足分の補正をお願いするものでございます。

11 ページ、予備費の補正は、保険給付費の不足に備えるものでございます。以上でございます。

次に、議案第 108 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）の補足説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入です。1 款 1 項入院外収入と 1 款 2 項その他の診療収入の補正につきましては、4 月から 6 月分までの診療実績をもとに収入の見直しを行ったところ、入院外収入で 886 万 8,000 円、その他の診療収入で 35 万円、それぞれ減少する見込みでありますことから、減額補正をするものでございます。

5 款 1 項繰越金の補正は、19 年度決算が確定したことによるものです。

8 ページをお開きください。歳出です。4 款 2 項 1 目財政調整基金に基金積立金として 164 万 4,000 円を積み立てます。これによりまして、20 年度末の財政調整基金の額は 1 億 739 万円になる見込みでございます。以上でございます。

続きまして、議案第 109 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をいたします。

7 ページをお開きください。歳出から申し上げます。1 款 1 項医療給付費に 1,750 万円の増額補正をお願いするものでございます。老人保健の平成 20 年 3 月以前に行われました診療分の月おくれの請求分と過誤調整分の医療費の請求が予想以上に多く、9 月以降支払分として補正をお願いするものでございます。

6 ページの歳入につきましては、支払医療費のうち、診療報酬支払基金が 12 分の 6、国が 12 分の 4、県が 12 分の 1、市が 12 分の 1 を負担する規定に基づきました負担割合となっております。以上でございます。

議案第 110 号の簡易水道特別会計補正予算につきましては、19 年度決算の確定に伴うものでござ

いますので、補足するところはありません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 111 号から議案第 112 号についての補足説明を建設部長より。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、議案第 111 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明を行います。

6 ページと 7 ページをお開きいただきたいと思いますが、ちょっと順序が逆になりますけれども、歳入のほうなんですけれども、5 款繰越金のほうで 2,424 万 8,000 円を補正ということなんですけれども、これは 19 年度の、前年度の決算が確定になったということで増額補正するものでございます。それで、上の、上段のほうの 4 款繰入金のほうのものなんですけれども、一般会計繰入金、そういうことで、1,805 万 2,000 円を一般会計のほうに戻し入れするというものでございます。

次ページ、7 ページの歳出なんですけれども、これは人事異動にかかわる人件費の内容がほとんどなので、詳細は割愛させていただきます。

続いて、議案第 112 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。

これも同じく 6 ページ、7 ページをお開きください。これも下水道と同じように、6 款の繰越金を見ていただければおわかりのとおり、前年度の決算ということで 1,122 万 3,000 円を増額補正しまして、差額分というんですか、一般会計の繰入金 757 万 1,000 円を戻し入れするというものでございます。

次、7 ページの歳出ですけれども、ここは主に、説明の欄に書いてあるとおり、ポンプ関係の修繕、あるいは 15 節の小滝地区、あるいは処理場の修繕の工事というもので、今回補正をさせていただいております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 113 号及び議案第 114 号についての補足説明をガス水道局長より。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 113 号平成 20 年度ガス事業会計の補正予算（第 2 号）です。

本議案につきましては、4 月の人事異動に伴った補正でございますので、特別補足することはありません。

続きまして、議案第 114 号水道事業会計の補正予算（第 1 号）でございます。

4 ページをお願いいたします。資本的支出になります。1 款 1 項 1 目 19 節委託料 163 万円の補正となります。これは市長のほうからも説明ありましたが、市道中野・前川線の道路改良工事に伴いまして水道管の移設が必要になったため、移転工事の設計委託料として計上したものでございます。

36 節工事請負費 2,830 万円の補正です。これは、ただいま申し上げました市道中野・前川線の道路改良工事に伴う移転工事費 1,900 万円と、公共下水道事業に伴う移転工事費 930 万円であります。中野・前川線の工事に伴う移転につきましては、道路改良に伴いまして、金浦浄水場から金浦配水場を結ぶ送水管が支障になることがわかりました。場所は小松環境産業さんのちょうど前です。あの付近のほうで移転を必要としておるところでございます。口径が 200 ミリから 250 ミリ、延長が

344 メートルを予定しているところでございます。それから、公共下水道に伴う移転につきましては、当初予算で8,300万円余りを計上して、仁賀保地区、並びに象潟地区の工事を行う計画であります。最近の原油価格や鉄鋼類の高騰によりまして資材費が20%から30%近く値上がりしております。このため、当初予算に不足が生じたために930万円を増額補正するものでございます。

収入の1款2項1目工事負担金1,666万円ですが、これはただいま申し上げました委託料、並びに工事請負に対する報償金でございます。

その他につきましては、人件費等に伴う補正でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで各議案に対する補足説明がすべて終わりました。これで提案理由の説明を終わります。

次に、議案第84号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第84号の質疑を終わります。

これから議案第84号の討論、採決を行います。

議案第84号教育委員会委員の任命については、人事案件です。本件は、申し合わせにより討論を省略しまして直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は議長を除く23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、7番佐々木正明議員、8番小川正文議員、9番伊藤知議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第125条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 投票箱については異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。7番佐々木正明議員、8番小川正文議員、9番伊藤知議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐々木正明君、小川正文君、伊藤知君、立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、有効投票 23 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成とする者 23 票、反対ゼロ。以上のとおり全員の賛成です。したがって、議案第 84 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 85 号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 直接この選任についてにかかわるものではありませんけれども、こういう機会に、固定資産評価審査委員会が開かれているのかどうかということについてお尋ねします。

事務報告書などには記載が特にないので、恐らく開かれる機会はなかったのかなというふうに推察はしておりますけれども、その点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。

合併以来これまで、固定資産にかかわる不服申し出はなく、その事由による審査委員会は開催されてございません。ただし、委員長の選出、同職務代理者の選出の委員会は開催しております。その際に研修会等も行っておるところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 85 号の質疑を終わります。

これから議案第 85 号の討論、採決を行います。

議案第 85 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略しまして直ちに採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 85 号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第 86 号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 86 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 86 号の討論、採決を行います。

議案第 86 号も同じく人事案件でございます。本案は、申し合わせにより討論を省略しまして直ちに採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 86 号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、同じく議案第 87 号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 87 号の質疑を終わります。

これから議案第 87 号の討論、採決を行います。

議案第 87 号も同じく人事案件でございます。本案は、申し合わせにより討論を省略しまして直ちに採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第 88 号にかほ市で顕彰を授与することについての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） このにかほ市の顕彰選考についてですが、委員がどのような方々がなっているかということで質問通告しましたが、きょう、質疑資料としてここに名前が一覧表として出されていましてわかりました。これを見てさらに質問がありますので、続けさせてもらいたいと思います。

このように各関係者という、例えば執行機関、地方自治関係、商工関係、農林水産関係、教育民生関係というふうに各部門ごとと言えはいいですか、そういうところから出されていますが、こういうのが顕彰選考委員会の規則や何かで、こういう代表から出すんだというふうになっているのかどうかというのが一つと、もう一つは、最終的にはこれは議会で決定をするということなんで、これまで条例等で決められているもの以外については、議会から審議委員会とかそういうところには人を出していないという経緯があるわけで、これを見ますと副議長の名前もあります。で、どういう検討をしてこの選考委員を選んでいるのかという 2 点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 選考委員については、にかほ市顕彰条例施行規則でうたわれております。その 3 条に、執行機関 2 名、地方自治関係 2 名、商工関係 2 名、農林水産関係 2 名、教育民生関係 2 名、それぞれ以内ということで、10 名以内ということであつております。今回においては、執行機関においては 1 名として、副市長の横山が入っております。あと地方自治関係 2 名以内

ということで、この中に議会の副議長の山田さんをお願いしたということで、一応地方自治関係という中での選考委員を選ばせていただいたということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） さっきちょっと言いましたけれども、議会との関係でいくと、議会から選出されている委員が審議をしたのがまた提案される。で、再度またこれに対する態度を表明するというふうな結果になって、これまでの申し合わせ等によれば、議会から審議委員とか、そういう人は出すべきでないのではないかという経緯があります。その点についてはどのように考えているのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 基本的にはさまざまな委員会等がありまして、そのような考え方でおりますけれども、今回のこの顕彰条例にかかわる選考委員については、前回のTDKの市民栄誉賞の選考する段階においても、一応議会のほうからも選んでおりました。そういうことで、この顕彰条例に基づく選考委員については、例外ということの取り扱いになるかもしれませんが、そのようにさせてもらっているということでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） ちょっと中身に触れることにもなるんですが、今回の顕彰については、条例によると、にかほ市に多大な功績のあった者に対してということで、にかほ市がスタートして以降というふうに私はこの条例を見ますと考えるんですが、それ、まあ少しさかのぼって今回顕彰するというので、その点についての検討や考え方はどうなっているのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 条例そのものにはにかほ市顕彰条例ということでうたわれておりますけれども、事務事業については、合併前のすべてのものが新市、にかほ市に継承されているということとなりますので、その功績等についてもすべて引き継がれて、その中で今回の顕彰ということの考え方でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第88号に対する質疑を終わります。

これから議案第88号の討論を行います。討論ございませんか。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） この条例そのものについて、あるいはここに挙げられている方々についての内容ということではなくて、手続上やはり議会から顕彰のために人を出して、そしてまた議会で討論して決めていくと、こういう手続が本当にいいのかどうか、その部分的な問題については疑義があるわけです。

例えば、委員会を開いたときに議会代表で来ているということであれば、当然、議員の皆さんの意向を受けて代表として出ているというふうな受けとめられるのが普通ではないかと思えます。し

かし、実際問題として、私たちは、こういう顕彰に出ますから皆さんの意見はどうですかということで集約をして、今回はたまたま副議長が出ているわけですが、副議長が議員の皆さんの総意を持ってこの委員会に出ているというわけでもないわけです。そういう点がまず疑問の一つです。

そしてまた、委員会で結論がまた賛成であっても反対であっても、再度、最終的には議会が責任を負って決めるということについて、あらかじめ賛否を表明して提案される。それについてまた議会の1人として賛成反対に加わると、こういうやり方についても非常に疑問を感じるわけです。ですから、そういう意味で、提案されている方々という問題ではなく、手続上、議会から出て今回提案される。そして決められる、こういうのは疑問だということで、反対の意を表明したいと思いません。

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、反対の方の討論を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第88号に対する討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第88号にかほ市で顕彰を授与することについては同意することに決定しました。

次に、同じく議案第89号にかほ市で顕彰を授与することについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第89号の質疑を終わります。

これから議案第89号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第89号に対する討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第89号にかほ市で顕彰を授与することについては同意することに決定しました。

次に、議案第90号にかほ市で顕彰を授与することについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 90 号の質疑を終わります。

これから議案第 90 号の討論を行います。討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 90 号の討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号にかほ市で顕彰を授与することについては同意することに決定しました。

次に、議案第 91 号にかほ市で顕彰を授与することについての質疑を行います。議案第 91 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 91 号の質疑を終わります。

これから議案第 91 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 91 号に対する討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 91 号にかほ市で顕彰を授与することについては同意することに決定しました。

次に、日程第 36、議提第 9 号事務検査に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 9 号について、7 番佐々木正明議員の説明を求めます。7 番佐々木正明議員。

【7 番（佐々木正明君）登壇】

7 番（佐々木正明君） 議提第 9 号事務検査に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。平成 20 年 9 月 4 日提出。  
にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市市議會議員佐々木正明。賛成者、同じく佐藤文昭、同じく加藤照美、同じく菊地衛、同じく本藤敏夫、同じく佐々木正己、同じく山田明。

事務検査に関する決議。

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

1、検査事項。平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項。

2、検査方法。（1）関係書類及び計算書の提出を求める。

（2）検査は各小委員会に所管事務を付託して行う。

3、検査権限。地方自治法第 98 条第 1 項の権限を各小委員会に委任する。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 9 号についての質疑を行います。質疑ございませんか。

－ 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） この扱いにつきましては、私も総務委員会の際にいろいろ議論した経緯がございますけれども、これはできる規定だと思いますので、普通一般の議員がやる場合は特別な事案が出て、例えば百条委員会とか設けた場合に議員全体で見るという場合はこういうことできるかもしれませんが、事務のこのものにつきましては、決算につきましては、議会からは議会代表としての監査委員を送っておる。監査機能があるというところで精査されているわけがございますし、殊さら小委員会でまたやるということになりますというと、監査の主体は一体どこにあるのかということ、その最終的な責任はだれが負うのか、その辺のところを委員長どういうふうにお考えになっていますか。

議長（竹内睦夫君） 7 番佐々木正明議員。

7 番（佐々木正明君） これは慣例によるものでございます。

議長（竹内睦夫君） 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 私も関連によって聞くわけですが、非常にやっぱりこういう物事というのは、やっぱり責任の所在がはっきりした形でやらなきゃいけないということでございますし、なかなかその相当の時間をとってこの監査をやるのであれば結構ですけども、一議会の機関の中で限られた日数ですべてのものを我々が網羅して見るということは、私は到底、まあ不可能とは言わないけれども、そういう結果をやっても必ずしも精度を追求された場合にどういう形で説明していくのか、こういうことが議会の中で小委員会でやっているということが全部知れ渡ったときには、私どもが常々一般市民から、あの事案についてはどうなったのかと、こういうふうに求められたときに、本当に我々が 100% 答える形のものができるのかどうか、ここに非常に不安があるわけございまして、その点については、相当議論して出されたものだと思いますので、関連をより具体的にひとつ御説明願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 提出者、佐々木正明議員。

7 番（佐々木正明君） 日程表に記載の会期の日程についてまず今回提案したわけで、それを皆さんから了解も得てもらったわけですので、今後このことについて議運で検討してみたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 今言われたことを再度ひとつ検討されまして、後々のためにも、もっとより明確な私どもがきちんとやれるようなことでもう一度後からひとつお知らせしていただきたい、そういうことにしておきます。

議長（竹内睦夫君） 提出者、佐々木正明議員。

7 番（佐々木正明君） 先ほど申し上げましたとおり、次の議会運営委員会でこのことについて話し合ってみたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 － 5 番宮崎信一議員。

5 番（宮崎信一君） たしか以前もこういうのは申し合わせとか、いろいろなところで、これは

旧象潟のほうでは決算書のほうを見るということで、見られるものなら見てもいいんじゃないかということで、こういう、たしか一番初めにこういう決議がなされたと思うのですが、私が伺いたいのは、そのころというか、最初に決めたときには、見ることに許されるという、つまり、「なければならぬ」じゃなくて、見てもいいよと、見る権利は与えますよというふうに私は理解しておったんですが、何かこの文言を見ますと、「行うものとする」ということになるので、これは各小委員会で必ずそれを見なさいということになるのでしょうか、それとも、例えばその委員会の中でテーブルの上に決算書類が20、30と積まれるわけですが、見なくてもいいということなのか、そこら辺はどういう話し合いで、前回とちょっと違うような感じになっていますが、いかがですか。

議長（竹内睦夫君） 提出者、佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 前回と何ら変わっていません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第9号についての質疑を終わります。

これから議提第9号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第9号に対する討論を終わります。

これから議提第9号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第9号事務検査に関する決議については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時58分 散会